

独立行政法人評価制度委員会令案の概要

平成 27 年 3 月 24 日

総 務 省

1 政令案の内容

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正後通則法」という。）第 12 条により、総務省に新たに置かれる「独立行政法人評価制度委員会」について、改正後通則法第 12 条の 8 の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

- 独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができること。（第一条関係）
- 委員会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用すること。（第二条関係）
- 委員会の庶務は、総務省行政管理局に置かれる管理官が命を受けて行う場合を除き、同局企画調整課において処理すること。（第三条関係）
- この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めること。（第四条関係）

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日